

# 習志野市立幼稚園私立化ガイドライン

平成27年7月

習志野市こども部こども政策課

## 目 次

1. 私立化ガイドラインの目的と改定の趣旨	・ ・ ・ ・ ・	1 ページ
2. 幼稚園私立化にあたっての基本的な考え方	・ ・ ・ ・ ・	1 ページ
3. 私立化の方式	・ ・ ・ ・ ・	2 ページ
4. 私立化対象施設	・ ・ ・ ・ ・	3 ページ
5. 私立化の条件	・ ・ ・ ・ ・	3 ページ
6. 移管先法人	・ ・ ・ ・ ・	3 ページ
7. 法人の選定	・ ・ ・ ・ ・	3 ページ
8. 財 産	・ ・ ・ ・ ・	3 ページ
9. 私立化における法人に求める諸条件	・ ・ ・ ・ ・	3～9 ページ
10. 市の責務	・ ・ ・ ・ ・	9～10 ページ
【別表】市立こども園職員配置基準	・ ・ ・ ・ ・	11 ページ

## 1. 私立化ガイドラインの目的と改定の趣旨

本市では、多様な保育・教育ニーズに対応するため、既存市立幼稚園・保育所を私立化し、公立・私立が互いの役割を分担しながら連携を図り、市全体の保育の質の向上と、サービスの拡大を図ることを目指し、平成21年8月に「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第1期計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定した。

第1期計画において計画した、つくし幼稚園及び実花幼稚園の私立化では、市立幼稚園としては一旦廃止し、1年間の改修等の期間を経て、新たに私立幼稚園として再編することとし、私立化の方式及びその実施において基本となる工程や留意点などの必要事項を定めた「習志野市立幼稚園私立化ガイドライン」を策定した。しかし、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、今後の乳幼児期の保育・教育の仕組みが変わり、将来的な社会変化や保育需要をよく勘案した中で、本市の子ども・子育て支援の形を再構築していく必要があることから、幼稚園の私立化は、一時凍結し「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所再編計画 第2期計画」（以下「第2期計画」という。）において、再度検討することとした。

平成25年12月に策定した第2期計画においては、幼稚園需要の減少と拡大する保育所需要に柔軟に対応するため、幼稚園機能に保育所機能を加える形で、つくし幼稚園・実花幼稚園の私立化を図ることとし、市立幼稚園としての保育は継続しながら、保育所機能に要する施設整備等を民間事業者にて行ったうえで、運営を移管する手法により私立化を行うこととした。

そのため、第1期計画時に策定したガイドラインを基本として、第2期計画における私立化の方式に対応するため、必要な事項について見直し、改定を行ったものである。

既存施設の私立化にあたっては、子どもへの影響を最小限度にするために、円滑な引継ぎを行うとともに、本市が市立幼稚園として行ってきた教育・保育の基本的な継承及び発展を図るため、本ガイドラインを指針として実施するものとする。

## 2. 幼稚園私立化にあたっての基本的な考え方

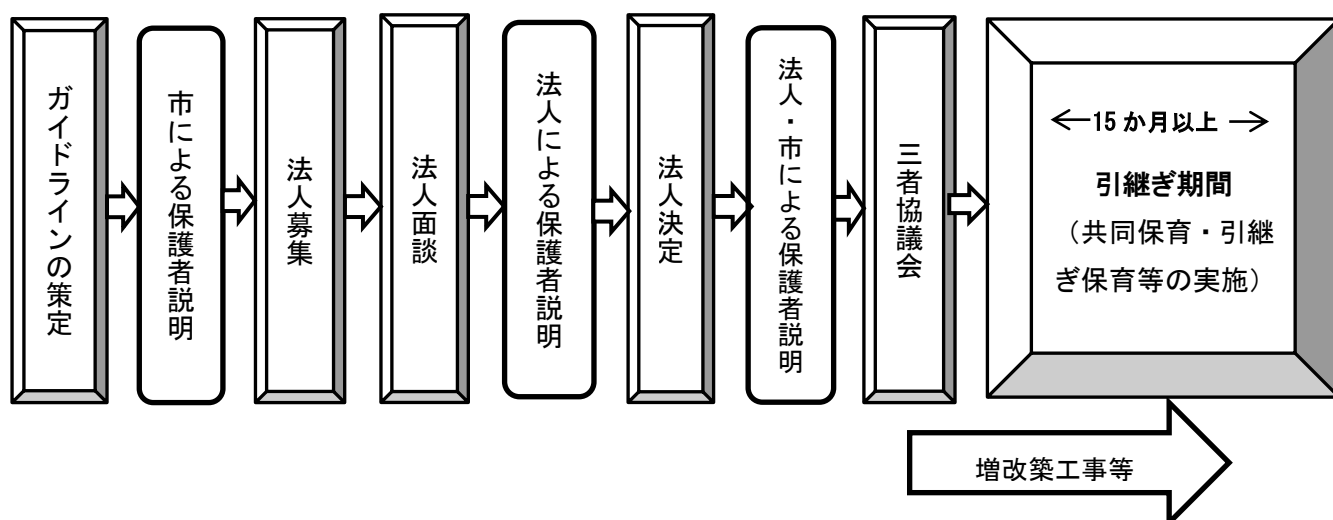
私立化にあたっては、保護者との信頼関係を基本として子どもの最善の利益を保証できるよう、次の基本的な考え方のもとに進める。

- (1) 教育・保育の質を確保し、保育サービスの向上が図れるよう、優良な法人を公募により選定する。
- (2) 私立化にあたっては、私立化対象施設の保護者へ十分な情報の提供を行い、保護者との話し合いを基本に、意見や要望に配慮しながら実施する。
- (3) 子ども達が安定した生活を営めるよう、十分な引継ぎや私立化後の支援を行い、保育内容や個々の子どもの特性を踏まえた発達の援助について、段階的に引継ぐ。

### 3. 私立化の方式

- ① 民間事業者が自身の判断で柔軟に教育・保育ニーズに対応し、習志野市就学前子どもの保育一元カリキュラム指針を参考としつつ、独自性のある教育・保育が実施できるよう、完全民営化による私立化を行う。
- ② 法人の選定は、本ガイドラインに則り公募選考により行う。
- ③ 施設は、既存施設を活用することとし、保育所機能を加えるために必要な増改築工事等は、子ども達の安全確保を図ったうえで、法人により実施する。
- ④ 15 か月間以上の引継ぎ期間を設け、共同保育等を行うことにより市立幼稚園の教育・保育内容を継承するとともに、子ども及びその保護者との信頼関係を構築し、私立化後も安定した教育・保育の実施を可能とする。

#### 【私立化の流れ】



※私立化の経過の中で市、移管先法人による保護者への説明会を実施するとともに、この他、保護者の要望等必要に応じて説明会等を実施する。

※法人による増改築工事等の設計内容及び工事工程の決定にあたっては、その内容を保護者に周知し、三者協議会により合意形成を図る。なお、増改築工事等は長期休業期間に行うことを原則とし、休業期間外に工事を行う場合は、教育環境に影響の少ない作業を主とし、子どもの安全が十分に確保できるよう配慮する。

※法人による施設の増改築等が相当程度完了した段階において、私立化対象施設の保護者に対する施設内覧会を実施する。

#### 4. 私立化対象施設

私立化対象施設は「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画」によるものとする。

#### 5. 私立化の条件

私立化にあたっては、幼稚園機能に保育所機能を加えた幼保園とし、その形態は、幼保連携型認定こども園とする。

#### 6. 移管先法人

移管先法人は、学校法人又は社会福祉法人とする。

#### 7. 法人の選定

移管先法人は、法人選考委員会が書類審査、面接等を経て選考し、市長が決定する。

移管先法人の選定にあたっては、保護者説明会を行う。また、法人による運営方針等についての公聴会を実施し、保護者の意見や要望に配慮する。

#### 8. 財 産

財産については、次のとおり取り扱う。ただし、土地の賃借料は、幼保園運営への影響に配慮しつつ別に定めるものとし、建物及び備品の譲渡額は、資産評価、減価償却等に応じ、その額若しくは無償で譲渡することについて、私立化対象施設ごとに定める。

なお、建物譲渡額の決定にあたっては、移管先法人による増改築工事等施工前の状態により評価を行う。

- ① 土地 原則有償貸与
- ② 建物 原則有償譲渡
- ③ 備品 原則有償譲渡

#### 9. 私立化における法人に求める諸条件

移管先法人には、国の定める幼保連携型認定こども園の基準等及び千葉県「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に加え、市立幼稚園の私立化にあたって、幼保園として教育・保育を実施するための以下の諸条件を付す。

## 【1. 教育・保育】

- ① 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に準拠した教育・保育の実施
- ② 習志野市就学前子どもの保育一元カリキュラム指針を参考とした教育・保育の実施
- ③ 1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもの教育・保育の実施

1号認定子ども	教育を必要とする、3歳児から5歳児の子ども
2号認定子ども	教育・保育を必要とする、3歳児から5歳児の子ども
3号認定子ども	保育を必要とする、0歳児から2歳児の子ども

※保護者の就労及び希望に応じて、保護者が認定を受けます。

- ④ 習志野市が示す定員数以上での施設整備と受入れ
- ⑤ 障がい児保育の実施
- ⑥ 開設時間及び保育時間  
開設時間・・・午前7時から午後7時の12時間  
教育時間・・・午前9時から午後1時の原則4時間  
(午前9時から午後2時の5時間も可)  
対象：1号認定子ども及び2号認定子ども  
※3歳児は年齢、時期を考慮して、教育時間及び保育時間を調整する。  
保育時間・・・午前8時30分から午後4時30分の8時間（保育短時間認定）  
午前7時から午後6時の11時間（保育標準時間認定）  
対象：2号認定子ども及び3号認定子ども  
※2号認定子どもは、教育時間の前後の時間  
延長保育・・・8時間または11時間の保育時間を超えた時間の延長保育実施  
対象：2号認定子ども及び3号認定子ども  
預かり保育・・・教育時間終了後から午後5時  
(但し、長期休業中は午前9時から午後5時)  
対象：1号認定子ども
- ⑦ 合同保育の実施  
3歳児から5歳児は、教育時間（午前9時から午後2時）において、1号認定子ども及び2号認定子どもの合同保育を実施する。
- ⑧ 教育時間外保育の配慮  
教育時間以外の保育については、個々に寄り添った養護に配慮した保育を実施する。

⑨ 学期（学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 29 条）

第 1 学期 4 月 1 日から 7 月 31 日まで

第 2 学期 8 月 1 日から 12 月 31 日まで

第 3 学期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

⑩ 休園日及び休業日

【休園日】

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日までの日を原則とする。

【休業日】

教育を必要とする 3 歳児から 5 歳児の休業日については以下を原則とする。

ア 学年始め休業日 4 月 1 日から 4 月 4 日まで

イ 夏季休業日 7 月 21 日から 8 月 31 日まで

ウ 冬季休業日 12 月 24 日から翌年 1 月 6 日まで

エ 学年末休業日 3 月 25 日から 3 月 31 日まで

オ 県民の日を定める条例（昭和 59 年千葉県条例第 3 号）に規定する日

⑪ 教育週数

教育週数は特別の事情のある場合を除き 39 週を下回ってはならない。

## 【2. 給食】

① 完全給食の実施

原則開園日の月曜日から土曜日の間すべて実施すること

提供する給食は、当該幼保園内で調理されたものとし、国の示す「日本人の食事摂取基準」を満たす給食内容とすること。

② アレルギー対応食の提供

③ おやつを提供

開園日の保育を必要とする児童におやつを提供すること。（預かり保育対象幼児を含む）おやつは手作りおやつを原則とすること。

（乳児・・・午前、午後各 1 回、保育を必要とする幼児・・・午後 1 回）

### 【3. 保育教諭等の配置基準等】

#### ① 職員数

入所児童数に応じて習志野市立こども園の配置基準（別表）に基づく保育教諭等を確保すること。（室長・副室長はこの限りではなく、副園長または教頭を1名以上配置することでこれを認める。）

#### ② 経験者の確保

##### ア 園長の資格

園長の資格は教員職員免許法による教諭の専修免許状または一種免許状を有し、かつ保育士の登録をうけている者、またはこれと同等の資格を有する者とし、認定こども園、認可幼稚園、認可保育所において常勤職員として、5年以上の保育経験がある、専任の施設長を配置すること。

配置する園長は健全な心身を有し、幼児教育及び児童福祉事業に熱意があり、施設を適切に運営できる者であること。

##### イ 副園長または教頭の資格

幼稚園教諭及び保育士の資格を有する専任の副園長または教頭（以下「副園長等」という。）を配置すること。副園長等は、認定こども園、認可幼稚園、認可保育所等の常勤職員としての経験が3年以上である者とする。

##### ウ 保育教諭

幼稚園教諭資格及び保育士資格を有する常勤職員としての保育経験が5年以上である者を3分の1以上配置すること。

なお、幼稚園資格または保育士資格のどちらかを有している者で、平成27年度から5年間の間に両資格を有することが可能であれば、職員としてみなすことができる。

### 【4. 既存幼稚園の教育等の継承】

- ① 教育内容、既存施設の教育課程を基本として、法人独自の保育教育課程を編成する。
- ② P T Aの組織及び活動等は、既存幼稚園の内容の継承を基本とした上で、保護者と法人双方の話し合いにより、組織及び活動内容を決定する。



## 【5. 関係機関及び地域との連携・交流】

### ① 関係機関との連携・交流

- ・地域の小学校や幼稚園、保育所、こども園等との連携、交流を図ること。
- ・ひまわり発達相談センター、ヘルスステーション等の子どもの成長発達を支援する関係機関との連携を図ること。

### ② 地域との連携・交流

- ・地域との連携を図ると共に、園庭開放等の地域の子どもや子育て家庭を支援する事業を実施するなど、地域住民との交流を図ること。
- ・地域の民生、児童委員、母子保健推進員等との連携を図ること。

## 【6. 苦情処理体制の整備】

### ① 苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置

## 【7. 共同保育と教育・保育の引継ぎ】

### ① 共同保育

本市が指定する3か月の共同保育期間において、指定する職種（園長、副園長等、保育教諭）の職員を、私立化対象施設に配置し、共同での教育・保育を実施する。なお、配置する職員数及び期間は次のとおりとする。

職種	職員数	期間
園長	1名	3か月
副園長等	1名	3か月
保育教諭	移管時における私立化対象施設の4歳児クラス数	3か月

### ② 教育・保育の引継ぎ

共同保育終了後の1年間に、市の配置する私立化担当職員から教育・保育の支援及び助言、教育・保育の継承を受ける。なお、市の配置する担当職員と引継ぎの形態は次のとおりとする。

対応職員	引継ぎ内容
・幼稚園教諭職等（専属1名） ・指導主事、栄養士等	市の私立化担当職員から、教育・保育の支援及び助言、教育・保育の継承を受ける。また、市の指導研修担当職員から組織的な支援を受ける。

### ③ 勤務の継続

共同保育を行った移管先法人の職員は、原則として私立化後も継続して当該施設に従事すること。

④ 保育状況の公開

共同保育期間及び教育・保育の引継ぎ期間に、保護者に対し保育見学会や法人との懇談会を行う機会を設ける。

**【8. 保育の質の向上】**

① 第三者評価の受審

私立化後の幼保園運営における課題を把握し、質の向上への支援を目的とした第三者評価機関の福祉サービス第三者評価を受審すること。第三者評価機関の選定及び契約内容については市と協議し、初年度においては、評価機関の訪問調査に市職員を出席させること。

② 研修会への参加等

本市が実施する研修会等へ積極的に参加すること。また、園長、副園長等、看護師、栄養士等については、積極的な情報の共有及び交換を行うこと。

③ 職員研修の計画的な実施

本市が実施する研修会等への参加のほか、独自に職員研修を計画的に実施し、教育・保育の質を向上させる取組みを行うこと。

**【9. 保護者、市との連携】**

① 三者協議会の設置

移管先法人決定後、保護者・移管先法人・市からなる三者協議会を設置し、私立化に伴う諸事項について協議し合意形成を図るとともに、解決すべき事項について協議し合意のもと対処する。また、三者協議会は私立化後も当分の間存続させること。

**【10. 災害、事故等への対策】**

① 入園児童の安全確保のため必要な設備や体制の整備

② 侵入者等に備えた、警察等関係機関への通報訓練の実施

③ 緊急時の対応マニュアルや緊急連絡網の作成

④ 消防法に規定する防火管理者の設置

⑤ 防火管理者による防火及び避難に係る計画の作成と、月1回以上の訓練の実施

⑥ 地震、水害等を想定した対応マニュアルの作成と、必要な訓練の実施

⑦ 感染症やそれを予防する衛生管理マニュアルの作成と、衛生的な環境の整備

⑧ 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（厚生労働省）」に基づくアレルギー疾患への対応と、実施体制の整備

## 【11. その他】

### ① 費用負担

費用負担は三者協議会の協議事項とし、保護者同意のもとでの負担を原則とし、それ以上の負担を保護者に求めないこと。

## 10. 市の責務

### 【1. 保護者・地域住民説明】

#### ① 情報提供

私立化の経過において当該施設の保護者に対し、適宜保護者説明会を実施すると共に、文書において情報の提供をする。

#### ② 個別対応

保護者の要望に応じて、個別の相談や説明会を随時実施する。

#### ③ 地域住民説明

私立化の取り組み及び、施設改修等、必要事項について、市が調整を図り法人とともに説明をする。

### 【2. 保育見学会】

#### ① 保育状況の公開

共同保育期間及び教育・保育の引継ぎ期間に、保護者に対し保育見学や法人との懇談会を行う機会を設ける。

### 【3. 共同保育と保育の引継ぎ】

#### ① 共同保育

3 か月の共同保育期間において、指定する職種（園長、副園長等、保育教諭）の移管先法人職員を、私立化対象施設に配置させ、共同での教育・保育を実施する。

なお、配置させる職員数及び期間については、「9. 私立化における法人に求める諸条件【7. 共同保育と保育の引継ぎ①共同保育】」のとおりとし、それに要する経費は移管先法人と協議のうえ、市が負担する。

#### ② 保育の引継ぎ

共同保育終了後の1年間に、幼稚園教諭等を配置し、移管先法人への教育・保育の支援及び助言、教育・保育の継承を行う。

#### **【4. 運営支援】**

① 定期的な訪問

保育の引継ぎ期間を終了した後、市の指導主事等が定期的に幼保園を訪問し、教育・保育や運営に関する事柄等について助言を移管先法人に行うとともに、相談に応じる。

#### **【5. 課題解決】**

① 調整の実施

私立化に伴い生じた課題については、市が三者協議会を通して解決に向けて必要な調整を行う。

#### **【6. 相談窓口】**

① 相談窓口の設置

私立化に伴うさまざまな課題や問題に対しては、こども部こども政策課が窓口となって、保護者からの相談に応じる。

#### **【7. ガイドラインの履行】**

① 履行の確認

市は移管先法人による保育内容を適宜確認するとともに、必要に応じて協議や調査を行うなど、ガイドラインの適切な履行のため、必要な改善・指導を行う。

【別表】市立こども園職員配置基準

職 種		習志野市	国基準
園長		1	1 (必須)
室長 (副園長の職にあるもの)		1	副園長または教頭 (努力義務)
副室長 (教頭の職にあるもの)		2	
保育教諭	0 歳児	3 対 1	3 対 1
	1 歳児	5 対 1	6 対 1
	2 歳児	6 対 1	
	3 歳児	15 対 1	20 対 1
	4 歳児	30 対 1	30 対 1
	5 歳児	30 対 1	30 対 1
看護師		1	
栄養士		1	
調理員		児童 100 人以下=2 101 人~150 人=3	設置義務のみ (人数の基準なし)

※職員の配置基準は、習志野市立こども園の配置基準と同様とするが、室長・副室長に該当する、副園長または教頭は、国基準に準拠し、いずれか 1 名以上の配置とする。